

子ども・子育て支援新制度における当園の位置づけについて

平成27年度より、「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

この新制度のねらいは、就学前の子どもたちが保護者の就労状況にかかわらず、皆等しく保育所のサービスと幼稚園の教育を受けられるような制度を確立することです。このことは私立幼稚園にとって大きな制度改革であり、保護者の皆さまにも大きな影響を及ぼします。

さて、新制度のもとでは、具体的に今までの幼稚園と何が変わるのでしょうか？ 園での子どもたちの生活及び教育活動が変わることはありませんが、保護者に対する公的経済支援の体制と内容が大きく変わることになります。

現在一律にお納め頂いている保育料支払額と施設の利用時間の決定が、園ではなく市（町村）に委ねられ、世帯の状況によって各々異なった保育料と利用時間が設定されます。具体的には、① 保護者の就労状況に応じた「保育の必要性」の認定を受けることで、保育料単価と施設の利用可能時間が決まります。② 次に保育料減免を目的に世帯の所得が審査され、減免額が決定されます。つまり、保育料単価のうち実際に保護者が支払う金額は、市（町村）が負担する金額を差し引いた金額となります。

また、認定により保育の必要性を認められた場合（2号認定）は、追加で預かり保育代を支払うことなく8時間から最大11時間まで施設を利用することが可能となります。

当園と致しましては、新制度への移行を視野に入れて検討を重ねておりますが、現状では新制度における公的支援の妥当性（量的充足）と現在の園の実情を鑑みて、今は移行を見送ることと致します。

平成29年度も変わらず、現行の私学助成による学校法人立幼稚園として存続しますので、保育料は園が定めた一律同額を納付いただき、その上で公費による保育料の減免措置として年度末に大阪市より就園奨励費補助金をお受け取り頂くこととなります。

なお、新制度への移行は、幼児教育及び子育て世帯への支援拡充を目的とした国の施策であることを踏まえ、当園と致しましても移行に関して（消費税増税により財政基盤が安定する時期）を目途に慎重に検討してまいります。充実した支援の体制が整備されたと判断し、移行後も変わらず当園独自の教育活動（ひかり幼稚園らしさ）が保障されると確信できたときには、新制度のもと施設型給付を受ける園に移行することを、あらかじめご了解頂きたいと思っております。

公的支援の体制にかかわらず、今後も子どもたちにとってより良い教育環境を提供できる幼稚園としてあり続けたいと願う気持ちが変わることはありません。